

感染症発生施設等への介護職員等派遣に係るQ & A

Q 1	派遣される場合は、同市町内での派遣を希望したい。 感染症発生施設の同一法人別施設に限っての派遣としてもらいたい。
A 1	応援職員の登録＝派遣決定ではありません。派遣が必要な事案が発生した際に、登録者に対して派遣の可否を確認した上で、派遣者を決定します。

Q 2	応援職員の登録をしていなければ、感染発生施設又は同一法人となった場合に支援を受けられないか。
A 2	応援職員の派遣先として想定しているのは、新型コロナウイルス感染症等が発生した会員施設又は、感染症発生施設の同一法人別施設の内、感染症発生施設への職員派遣により、職員が不足する会員施設であり、応援職員の登録の有無との関係は定めておりません。

Q 3	派遣終了後は PCR 検査結果が出るまでは出勤しないこととありますが、清潔区域であっても感染リスクがあるということは、派遣期間中の滞在場所やその費用はどうするのか。
A 3	派遣期間中の滞在場所及び費用については、派遣を受ける側施設により準備・負担することとします。※清潔区域の感染リスクの考え方については、Q 4 への回答に含みます。

Q 4	派遣終了後の出勤しない間の滞在場所やその費用、また、その間の給与補償はどの施設が負担するのか。
A 4	<p>感染発生施設（清潔区域又は準清潔区域）への派遣終了時には、PCR 検査を受けていただきます。検査結果が出るまでの間の滞在場所及び費用については、派遣を受ける側施設により準備・負担することとします。</p> <p>清潔区域での活動のみであった場合、所属施設での勤務を再開のための一定期間の自宅待機等は想定しておりませんが、準清潔区域での活動を含む場合は、活動内容により対応が異なるため保健所の指導・助言による待機期間の設定を行うこととなります。</p> <p>また、上記に加え、勤務再開までに待機期間を設けるか否かについては、応援職員派遣元施設の判断となります。</p> <p>なお、派遣終了後の出勤しない間の滞在場所やその費用、また、その間の給与補償の設定はございませんが、派遣元の施設には、全国老人福祉施設協議会の現場支援者派遣施設補助金 20 万円が支給されるほか、えひめ福祉支援ネットワーク（E-WEL ネット）の応援職員としても登録されている場合は、愛媛県から協力金が支給（感染発生施設への派遣：10 万円、同一法人別施設への派遣：3 万円）されます。</p>

Q 5	派遣に伴う賃金・宿泊等の条件を「えひめ福祉支援ネットワーク」と同等の条件にならないか。応援先施設の感染状況に合わせ、相当分の支給を検討してもらえないか。
A 5	えひめ福祉支援ネットワークからの派遣であっても、県老協からの派遣であっても、宿泊場所の確保・費用負担、危険手当の支払いについては、派遣を受ける施設により行われます。えひめ福祉支援ネットワークからの支払い等はありません。（上記質問の賃金を手当として回答

	しております。)
--	----------

Q 6	感染症発生施設等へ派遣により、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、労災となるか。
A 6	労災保険給付の対象となります。 労災保険の取り扱い上では、派遣期間中が派遣元から派遣先への出向扱いとなるため、両者の間で出向契約を結び、期間中の労災保険料は派遣先が負担することになります。 ※人員基準上は、派遣元の所属となります。(県長寿介護課確認済み)

Q 7	派遣される場合は、同市町内での派遣を希望したい。 感染症発生施設の同一法人別施設に限っての派遣としてもらいたい。
A 7	応援職員の登録＝派遣決定ではありません。派遣が必要な事案が発生した際に、登録者に対して派遣の可否を確認した上で、派遣者を決定します。

Q 8	感染症発生施設等への介護職員等派遣取扱要領に記載のある損害保険の加入について、補償内容はどのようなものか。
A 8	補償内容は次のとおりです。 死亡保障 1000万円、後遺症補償（1級の場合）1000万円、 入院保障（180日程度）5000円、手術補償（入院中の手術）5万円 手術補償（入院以外の手術）2.5万円、通院補償（90日程度）3000円 補足）現在、新型コロナウイルス感染症により入院した場合の医療費は全額公費負担です。